

中間前金払における手続きについて

【中間前金払制度の概要】

- 1 中間前金払対象工事
次の要件をすべて満たしている工事が対象となります。
 - ① 契約工期が60日以上であること。
 - ② 請負代金額が500万円以上であること。
- 2 認定要件
 - ① 工期の2分の1を経過していること。
 - ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。(出来高が50%以上であること)
 - ④ 既に前払金が支払い済であること。
- 3 中間前金払の金額
請負代金額の10分の2以内(限度額5,000万円)

- ① 中間前金払と部分払の選択に係る届出書(様式第1号)
部分払の対象となっている工事の場合(一般競争入札公告又は指名通知書に記載あり)は落札決定後に「中間前金払・部分払選択届」を契約担当課に提出します。
- ② 認定の請求(様式第2号)・(様式第3号)
受注者は、中間前金払を請求する場合は、あらかじめ「中間前金払認定請求書」に「工事履行報告書及び工事写真」を添えて、工事担当課(監督員)に提出し、中間前金払に関する認定の請求をします。
- ③ 認定調書の交付(様式第4号)
発注者は、認定請求に基づき審査した結果、認定要件を満たしている場合は、受注者に対して、認定請求書を受理した日から7日以内に「認定調書」を交付します。この場合において、工事履行報告書の数値等に疑義がある場合は、受注者に当該数値の根拠となる資料の提出を求めます。
- ④ 保証契約の申し込み
受注者は、保証事業会社に対して「認定調書」を添えて、中間前金払に係る保証契約を申し込みます。(保証料が必要となります。)
- ⑤ 保証契約の締結及び保証証書の発行
保証事業会社と保証契約を締結することにより、「中間前金払保証証書」が受注者に発行されます。
- ⑥ 支払請求
受注者は、「請求書」に「中間前金払保証証書」を添えて、工事主管課に提出します。
(1万円未満の端数は切り捨て)
「保証証書」前払金と同様に入札保証金納入通知とともに、会計課へ預け入れします。
- ⑦ 発注者は、請求を受けた日から14日以内に中間前払金を支払います。
(振込口座は前払金と同じ口座)

中間前金払の手続き

※ は受注者の手続き

